

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

記

当施設では、所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定しております。

【算定条件】

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)が行われた場合に1月に1回、連続する10日間を限度とすること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ) 肺炎 ロ) 尿路感染症 ハ) 带状疱疹 ニ) 蜂窩織炎
- ④ 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ⑥ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

2022年度 所定疾患施設療養費 算定人数および日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	3	3	3	1	2	0	1	3	1	1	2	2	22
肺炎	1		2	1			1	1					7
尿路感染	2	3	1		1			1	1		1	1	9
带状疱疹								1					1
蜂窩織炎					1					1	1	1	4
日数	18	10	12	6	11	0	10	12	5	5	10	10	109

疾患別の主な治療内容

肺炎	レントゲン・採血検査・点滴・内服など
尿路感染	検尿・採血検査・点滴・内服など
带状疱疹	点滴・内服・軟膏塗布など
蜂窩織炎	採血検査・点滴・内服など

以上